

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十一号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成九年佐賀県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（同居親族要件を適用しない入居者の資格）

第二条の二 条例第六条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者又は六十歳未満の者であつて昭和三十一年四月一日以前に生まれたもの

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次のイからハまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれイからハまでに定める程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に

- 規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者で次のイ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するか

どうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

(裁量階層)

第二条の三 条例第六条第一項第二号イ及び第四十八条第二号イに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者に次のイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次の(1)から(3)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める程度であるもの

(1) 身体障害 前条第一項第二号イに規定する程度

(2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

(3) 知的障害 (2)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が前条第一項第三号に該当するもの

ハ 前条第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

二 入居者が六十歳以上の者又は六十歳未満の者であつて昭和三十一年四月一日以前に生まれたものであり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上、六十歳未満の者であつて昭和三十一年四月一日以前に生まれたもの又は十八歳未満の者である場合

三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。